一般社団法人 Independent Music Coalition Japan 160-0004 東京都新宿区四谷 2-11-18 磯谷ビル 4 階 電話 03-5315-4020 info@imcj.or.jp

# 一般社団法人 Independent Music Coalition Japan 入会のご案内

謹啓 貴社におかれましてはご清栄の段お慶び申し上げます。

サブスクリプションサービスの急速な普及に伴い、世界規模でみると、2016 年にはレコード産業の総売上のうちデジタル収入が 50%を超えています<sup>1</sup>。また、新興国(東南アジア、中南米、ロシア等)においても、海賊盤の蔓延により活路を見いだせなかったレコード産業が、サブスクリプションモデルの普及に伴い新たな市場として急成長しています。

Independent Music Coalition Japan(以下「IMCJ」)は、このような背景を受けて、WIN(Worldwide Independent Network)の日本における正会員団体として、わが国を事業拠点とするレコード事業者の直面する課題の集約と海外発信を進め世界の事業動向の情報共有を進めてまいります。特に WIN のグローバルパートナーである Merlin B.V.や技術協力事業者との提携により、海外の主要音楽サブスクリプションサービスへのアクセス(配信取引)の機会を提供し、コンテンツの配信、使用料徴収に効率的かつ広範な専門的・技術的サービス(外国語メタデータ、コンテンツストレージ、デリバリー等)を会員に提供してまいります。

なお、IRMA、ILCJ、JNCA 各正会員団体の会員であるレーベルは入会手続きを要せず、 会員としての各種サービスの提供(アウトソーシング事項については別途ご相談)を受けられます。また貴社が、IMCJ の賛助会員である団体の正会員である場合には、入会金及び初年度年会費の支払は免除されます(所属団体にご確認ください)。

貴社におかれまして、保有コンテンツの海外展開を促進するためにも、この機に IMCJ への入会をご検討いただきますようお願い申し上げます。

謹白

【資料】入会規程・入会申込書(事業者用)

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Digital Music Report 2015、Global Music Report 2017 他、IFPI。WINTEL 2015, 2017, WIN。

# 一般社団法人 Independent Music Coalition Japan 設立時役員名簿

# 理事

上出 卓(代表理事)

長野文夫(特定非営利活動法人インディペンデント・レコード協会理事長)

遠藤幸一(同上副理事長・株式会社 UK プロジェクト代表取締役)

古閑 裕(一般社団法人インディペンデント・レーベル協議会会長)

比嘉 瑩(同上理事・株式会社ハイウェーブ代表取取締役)

仁平淳宏(一般社団法人日本ネットクリエイター協会理事・株式会社ドワンゴ)

伊藤博之(同上理事・クリプトン・フューチャー・メディア株式会社代表取締役)

近藤正司(株式会社スペースシャワーネットワーク代表取締役社長)

山口 泉(事務局・会員サービス/ビジネスディベロップメント)

# 監事

近江賢介(ノイジックス・エンタテインメント株式会社代表取締役)

# <u>アドバイザリー・ボード</u>

- 朝妻一郎(株式会社フジパシフィックミュージック代表取締役会長・一般社団法 人日本音楽出版社協会顧問)
- 後藤由多加(一般社団法人音楽産業·文化振興財団理事長・株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント代表取締役)
- 中井 猛(株式会社スペースシャワーネットワーク相談役・アーティストコモン ズ代表)

# 海外配信活動に対する IMCJ のサポート例

## IMCJ の会員サービス

IMCJ は、インディペンデントセクターの活性化及び関連する海外の団体との国際交流、情報収集活動に加え、会員からの以下のようなニーズを想定しサポートする態勢(オプション)を整えています。

- 1. 海外への配信機会をつくりたい(DSP<sup>2</sup>と有利な配信契約をしたい)
- 2. 海外配信用にメタデータを整備したい
- 3. できるだけ多くの配信サービスにコンテンツをデリバリーしたい
- 4. 安心・安定的なコンテンツのストレージサービス(サーバー)を活用したい
- 5. プロモーション、オンラインマーケティングを積極的に進めたい
- 6. 確実に使用料を徴収したい
- 7. その他(海外情報を幅広く収集したい、海外事業パートナーを開拓したい、言語や法 務上のサービスを受けたい、アーティスト等への再分配体制を整えたい、など)

#### IMCJの主なサポート活動

- 1. Merlin との連携によるグローバルマーケットへのコンテンツ配信環境整備
  - (a) IMCJ の会員が Merlin に入会することで有利な一元許諾契約が締結できます。
    - ① 中国を含む世界の主要 DSP に向け、有利な条件による的確な配信が可能となります。
    - ② IMCJ 会員には、Merlin の手数料が半額となる特典があります。
    - ③ Merlin 入会手続は、Merlin Japan よりサポートが得られます(入会手続は Merlin Japan にご照会ください)。
  - (b) その他の DSP にも配信を拡大することが可能です。
    - ① Merlin 契約 DSP 以外にも配信することが可能です。
    - ② 契約交渉、言語問題、コンテンツ処理のサポートが得られます。
- 2. メタデータ、コンテンツマネジメントのサポート
  - (a) 国内用データ(日本語)を海外向けに変換等をサポートします。
    - ① メタデータを整備し登録します(国際規格 DDEX 準拠メタデータ)。
    - ② テンプレートを使った登録手続(メタデータ、音源ファイル、アートワーク 等)については、スタッフの教育、研修や作業代行にも対応します。
  - (b) コンテンツの恒久的かつ安全なストレージを行う提携事業者を紹介します。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 定額サブスクリプションサービス事業者 (Digital Service Provider)。現在世界中で約 280 以上の DSP が サービスを行っており、IMCJ では約 200 社への配信に関し関連事業者 (Merlin 契約 DSP を含む) と連携 を進めています。

- (c) 契約先 DSP が指定するフォーマット (ハイレゾも含む) にてデリバリー (アップロード) する指定提携事業者を紹介します。
- (d) 配信担当者のトレーニング、社内システム整備をサポートします。
- 3. マーケティング、プロモーション活動の支援
  - (a) ダッシュボードデータの分析と最適露出手法の検討提案をします。
  - (b) 提携海外アグリゲーターによる効果的なマーケティングを提案します。
  - (c) 欧米マーケティングコンサルタントによる SNS 活用、メーリングリスト/ファンベース作成、プレイリストマーケティング等のアドバイスを得ることができます。
  - (d) 今後、WIN が進めるインディーズマーケティングプロジェクト (プレイリスト等) を活用し共有します。
- 4. 使用料の徴収・支払の手順
  - (a) Merlin の場合は、定期的にオーディット(監査)を実施し適正な使用料徴収が 行われます。
  - (b) 原則として1か月単位の迅速な徴収支払が可能です。
  - (c) リアルタイムモニタリング、デジタルフォームによるステメンが得られます。
- 5. その他関連情報の提供
  - (a) オンラインエアプレイモニタリング、違法配信削除等に関しての提携事業者による対応(フィンガーブリント技術を含む)を進めます。
  - (b) 国際情報(著作権・著作隣接権、技術動向、市場動向等)を能動的に収集し、 会員に発信します。
  - (c) WIN 会員団体との情報共有・連携体制を強化し、会員の事業ネットワーク強化 構築に寄与します。
  - (d) セミナー、ワークショップ等を適宜開催します。

以上

# 【お問合せメール・電話】

山口 泉(メンバーサービス/ビジネスデベロップメント)

iyamaguchi@imcj.or.jp

090-3045-1952

上出 卓(代表理事)

tkamide@imcj.or.jp

090-4701-1212

# 一般社団法人 Independent Music Coalition Japan 会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 Independent Music Coalition Japan (以下、「当社 団」という。)の正会員に関する定款第7条に定める会員資格の取得、定款第9条に定める会員資格の喪失、管理委託契約約款等について必要な事項を定め、もって正会員の 地位の安定を図ることを目的とする。

# (会員の種別)

- 第2条 定款第6条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人、法人又は団体とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- (1) インディペンデント・レコード事業者(個人又は法人若しくはそれに準ずる団体。 以下、「事業者正会員」という。)
- (2) インディペンデント・レコード事業者が所属する団体(以下、「団体正会員」という。)

#### (正会員の資格要件)

- 第3条 定款第3条に定める当社団の目的に賛同し、同条に掲げられる事業を営む事業者 又は事業者より構成される団体は、当社団に正会員となることができる。
- 2 団体正会員の構成員である事業者又は事業者正会員にレコード製作者としての権利を 委任している事業者は、当該正会員の承認を得て、当法人の会員となることができる。 但し、当該事業者は、本社団において、一般社団・一般財団法人法上の社員としての資格 (議決権行使その他正社員としての資格)を有しない。
- 3 前項の定めは、該当する事業者が、当法人の事業者正会員となることを妨げない。

#### (入会者の推薦資格)

第4条 当社団の正社員である団体正会員及び事業者正会員(以下、「推薦資格者」という。)は、当社団へ入会を申込む者(以下、「入会申込者」という。)を推薦することができる。推薦資格者は、入会申込者の役員又は役員に準ずる地位を兼務してはならず、また、入会申込者は、その代表者が推薦資格者の役員又は役員に準ずる地位を兼務してはならない。

#### (入会手続)

- 第5条 入会申込者は、当社団所定の入会申込書に、次の書類各1通を添付して、当社団 に提出しなければならない。
  - (1) 履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)
- (2) 法人の印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)
- (3) 代表者氏名(住民票又はこれに準ずる本人証明書)
- (4) 推薦資格者2名の推薦状(様式を問わない)
- 2 理事会は、前項の入会申込書及び適式な添付書類の提出があった場合には、入会申込 者の当社団への入会の可否を審査するものとする。

#### (入会承認と通知)

- 第6条 理事会は、前条第2項に定める審査の結果、入会申込者を当社団に入会させることが適当と認めた場合には、正会員としての入会を承認するものとする。この場合、理事会が承認した日の属する月の翌月の初日をもって、当該入会申込者の入会日とする。
- 2 理事会において入会申込者の入会の可否を決定した場合、理事長は、入会決定通知書により、当該入会申込者にその旨を通知しなければならない。

## (会員名簿)

- 第7条 当社団に入会した正会員を、定款第6条に定める種別ごとに会員名簿に登録する こととする。
- 2 正会員がその資格を喪失した場合、会員名簿からその登録を抹消する。

## (法人の正会員の代表者)

第8条 当社団の定款及び諸規程に定める法人又は団体の「正会員の代表者」とは、当該 法人又は団体の代表権を有する者とする。

# (申請事項の変更)

- 第9条 正会員は、当社団に届出した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を当社団 所定の変更届に記し、次の各号に定める書類を添付して、速やかに当社団に提出しなけ ればならない。
  - (1) 商号を変更した場合は、履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)、法人の 印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)。
  - (2)代表者を変更した場合は、履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)、代表 者氏名(住民票その他本人を証明する資料添付)、法人の印鑑登録証明書(発行から3 か月以内のもの)。
  - (3) 印鑑を変更した場合は、印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)。
  - (4) 前各号以外の変更が生じた場合は、当社団にその旨を通知し、かつ、速やかに所定 の手続をとらなければならない。

#### (入会金及び会費)

- 第10条 正会員の入会金及び会費に関する事項は、会費等に関する規則に定める。
- 2 正会員が納付した入会金及び会費は、事由のいかんを問わず返還しない。

#### (会費滞納による資格停止)

- 第11条 正会員が2年分の会費を滞納した場合、その会員資格を停止する。この場合、 2年目の滞納分の会費が対象とする事業年度の翌事業年度の初日をもって会員資格停止 日とする。
- 2 当社団は、前項に基づき、会費を滞納した正会員の会員資格を停止した場合、速やかにその旨を通知する。
- 3 本条第1項に定める正会員が会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付した場合には、当該正会員の会員資格停止の効果を会員資格停止日に遡って取り消すものとする。

## (会費滞納による資格喪失)

第12条 前条第1項に基づき、会員資格を停止された正会員が、会員資格停止日から2 か月以内に滞納分の会費全額を納付しなかった場合には、その会員資格を喪失する。こ の場合、当社団は、当該会員に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

#### (連絡先不明による資格喪失)

第13条 当社団は、正会員より届出のある連絡先に宛てた通知が到達せず6か月が経過した場合は、当該正会員の会員たる地位を喪失させることができる。この場合、当社団は、当該正会員の入会を推薦した推薦資格者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

#### (会員資格の喪失日)

- 第14条 正会員は、定款第9条第1項に基づき、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、各号に定める日をもってその会員資格を喪失する。
  - (1) 退会したとき。(定款第9条第1項第1号) 当社団が、定款第10条に基づき提出された当社団所定の退会届を受理した日の属する 月の末日
  - (2) 会費滞納を理由に会員資格を停止された会員が2か月以内に滞納会費全額を納付しなかったとき。(定款第9条第1項第2号、本規程第12条)

本規程第11条第1項に定める会員資格停止日

(3) 連絡先不明となって6か月を経過したとき。(定款第9条第1項第3号、本規程第1 3条) 連絡先不明となって6か月を経過した日

- (4)総正会員が同意したとき。(定款第9条第1項第4号) 総正会員が同意した日
- (5)解散又はそれに準ずる事由が生じたとき。(定款第9条第1項第6号) 解散又はそれに準ずる事由が生じた日
- (6) 定款その他当社団の定める規程及び運用等に基づく書類の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。(定款第9条第1項第7号) 理事会により、決議がなされた日
- (7) 除名されたとき。(定款第9条第1項第8号) 定款第11条第1項に定める社員総会の決議がなされた日

#### (補則)

- 第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。
- 2 この規程の変更又は廃止は、理事会において行う。

#### 附則

- 1 この規程は、一般社団法人 Independent Music Coalition Japan の設立の登記の日 (平成29年12月18日) から施行する。
- 2 平成30年4月1日一部改定

# 一般社団法人 Independent Music Coalition Japan 会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人 Independent Music Coalition Japan (以下当社団」という。)の会員の入会金及び会費について必要な事項を定め、会員の地位の安定を図るとともに、会費収入の確保によって当社団の事業基盤を確立することを目的とする。

# (会員の範囲と義務)

第2条 当社団の会員は、定款第6条に定める種別のとおりとし、定款第8条に基づき、 次条に定める入会金及び会費を納付しなければならない。

## (入会金及び会費の金額並びに会費の口数)

- 第3条 入会金及び会費は、次に掲げるところによる。
- (1) 定款第8条に定める入会金及び会費(年額)の金額は、次のとおりとする。

入会金 会費(年額)

- ① 団体正会員 50,000 円 一口 120,000 円
- ② 事業者正会員 なし 一口 30,000 円
- ③ 賛助会員 なし 一口 30,000 円
- (2) 会員の会費口数は、次のとおりとする。
- ① 正会員(団体正会員、事業者正会員とも) 一口以上
- ② 賛助会員 五口以上
- 2 前項の規定にかかわらず、団体正会員の構成員である事業者、及び賛助会員の構成員であって定款第6条第1項第1号①に該当する事業者は、入会金及び会費の納付を要しない。但し、これに該当する団体正会員又は賛助会員が事業年度の途中で当社団に入会した場合は、翌事業年度から実施する。

#### (入会金及び会費の納付方法等)

- 第4条 当社団に入会した正会員は、本規則第3条第1項に定める金額の入会金を、当社 団所定の期限までに一括で納付しなければならない。
- 2 正会員及び賛助会員は、本規則第3条第1項に定める会費(年額)を同項第2号に定める口数で乗じた金額の会費を、事業年度毎に、当社団所定の期限までに一括で納付しなければならない。但し、正会員が事業年度の途中で入会した場合、当該事業年度の会費は、入会が承認された日の属する月の翌月分からその事業年度末までの月数に応じて月割した金額とする。

# (入会金及び会費の返還)

- 第5条 正会員が納付した入会金及び会費は返還しない。
- 5 賛助会員が納付した会費は返還しない。

# (減免措置)

第6条 正会員または賛助会員において、やむを得ない事由が認められる場合、理事会の 決議をもって会費を減免することが出来る。

# (補則)

- 第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は理事長が別に 定める。
- 2 この規則の変更は、社員総会において行う。

# 附則

- 1 この規則は、一般社団法人 Independent Music Coalition Japan の設立の登記の日 (平成29年12月18日) から施行する。
- 2 平成30年4月1日一部改定

一般社団法人 Independent Music Coalition Japan 殿

# 正会員(事業者)入会申込書

当社は、一般社団法人 Independent Music Coalition Japan (IMCJ) の目的に賛同し、正会員として入会いたしたく、必要書類を添えて申し込みます。

会社名	
代表者名	
〒 住所: 	
TEL:	
FAX:	
IMCJ 担当者名:	
E-mail:	
所属団体・委託先:	
URL:	

- ※ 添付書類: ①登記簿謄本、②印鑑証明、③定款、④事業概要(製品カタログなど)
- ※ ①、②は3ヵ月以内のもの各1通をご用意ください

提出先〒160-0004東京都新宿区四谷 2-11-18磯合ビル4階一般社団法人 Independent Music Coalition Japan 事務局電話 03-5315-4020

取引銀行 三井住友銀行新宿支店 普通口座 4770167

口座名義 イッパンシャダンホウジンインデペンデントミュージックコアリションジャパン